

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の熱中症発症を予防するため、自宅にエアコン（天井、壁、窓枠等に固定して設置する室温冷却機能を有する器具をいう。以下同じ。）のない高齢者世帯のエアコンの購入及び設置に要する費用を予算の範囲内で補助することにより、在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、天栄村に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれにも該当する世帯に属する者とする。ただし、同一敷地内において次の各号のいずれかの要件に該当しない親族及び同居人と同居している世帯、福祉施設入所世帯及び生活保護法による保護受給世帯を除く。

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯。
- (2) 現に居住している住宅において、エアコンが1台も設置されていない又は故障により使用できるエアコンがない世帯。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、エアコン（新品に限る。）の購入及び設置に要する費用とする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら工事を行った場合、工事に要した費用は補助対象経費としない。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、エアコンの購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を含む）とし、4万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(住宅の現地調査)

第5条 申請者は、本事業によりエアコンを設置する予定の住宅について、村長に現地調査の予約をしなければならない。

- 2 村長は、申請者から前項の規定に基づく現地調査の予約があった場合には、速やかに現地調査を行うこととする。なお、申請者が現地調査前にエアコンを購入、設置した場合は、補助金の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、現地調査を行った後エアコンの設置を完了したときは、天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、エアコンを設置した日から起算して30日以内に村長に提出しなければならない。

- (1) エアコンの購入及び設置費用の額が分かる領収書等の写し
- (2) 設置したエアコンの保証書の写し
- (3) エアコン設置後の現況写真
- (4) 天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付請求書（様式第2号）
- (5) 振込先の口座情報が分かる書類の写し
- (6) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び支払)

第7条 村長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付決定通知書（様式第

3号)又は天栄村高齢者エアコン購入事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項に規定する補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 村長は、補助金の交付を決定した申請者(以下「交付決定者」という。)が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したと村長が認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付申請書

年 月 日

天栄村長 様

申請者	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ
	電話番号	

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

エアコン購入設置費	補助金申請額（上限 40,000 円）
円	円 ※1,000 円未満切捨て
購入年月日	年 月 日

（添付書類）

- 1 エアコンの購入及び設置費用の額が分かる領収書等の写し
- 2 設置したエアコンの保証書の写し
- 3 エアコン設置後の現況写真
- 4 天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付請求書（様式第2号）
- 5 振込先の口座情報が分かる書類の写し
- 6 その他、村長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付請求書

年 月 日

天栄村長 様

請 求 者	住 所	〒 -
	氏 名	印
	電 話 番 号	

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

天栄村長

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付決定通知書

先に申請のあった天栄村高齢者エアコン購入事業補助金について、天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 振込口座
- 3 交付予定日 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

天栄村長

天栄村高齢者エアコン購入事業補助金不交付決定通知書

先に申請のあった天栄村高齢者エアコン購入事業補助金について、天栄村高齢者エアコン購入事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

理 由